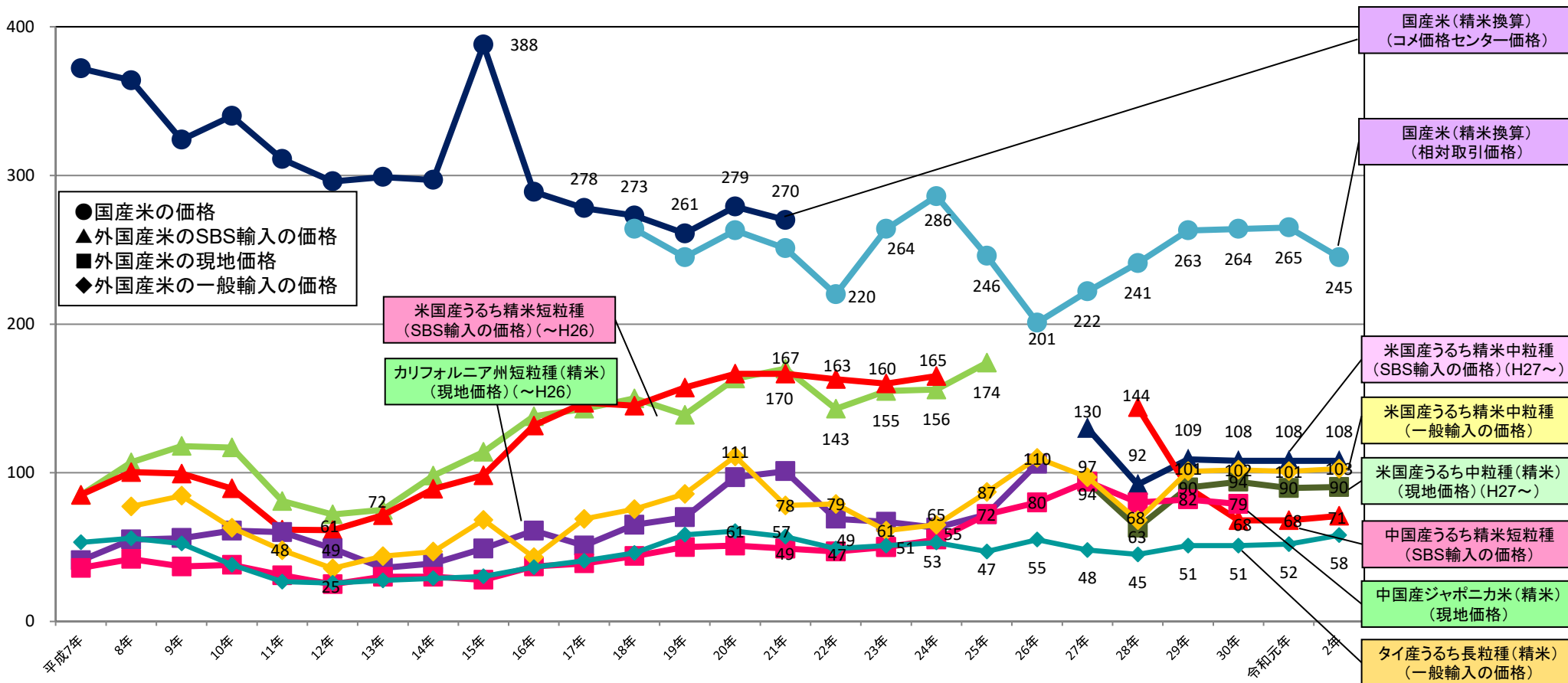


コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和2年産は出回りから令和3年9月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

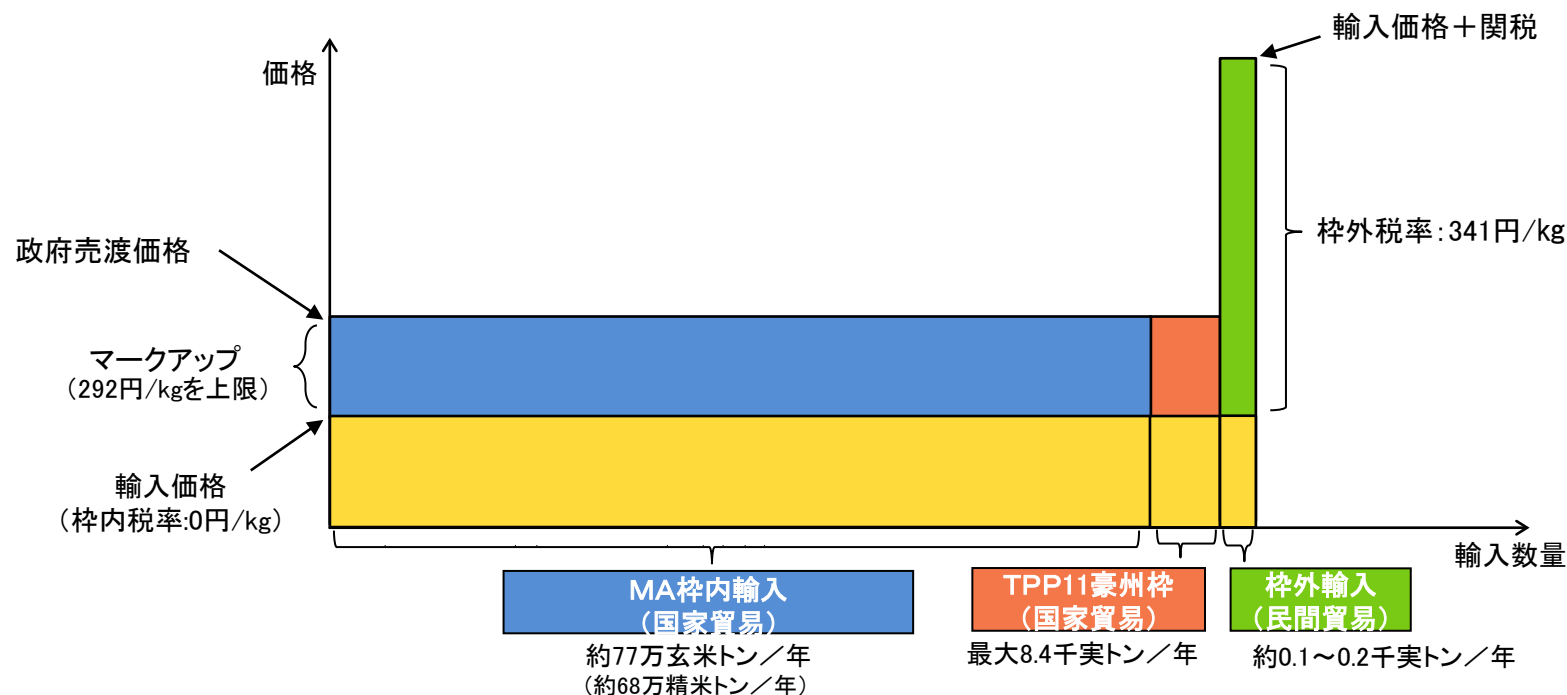
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業農村発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ コメの国境措置



(注)○ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、

- ・ 1998年度までは輸入許可制
- ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ TPP11協定を除く経済連携協定においては、コメについて、関税削減・撤廃から除外されている。

○ TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019-2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

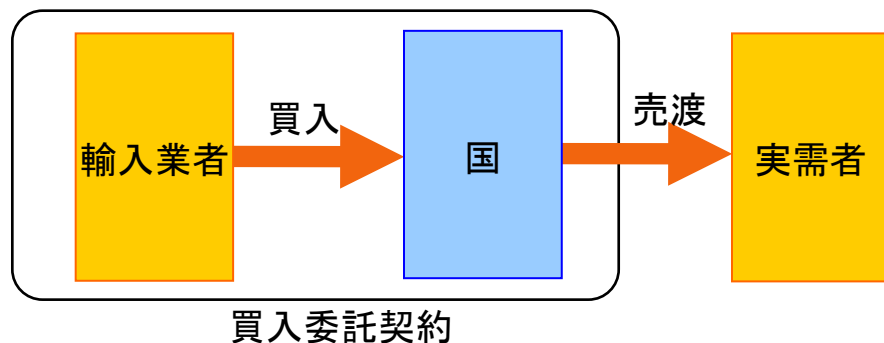
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

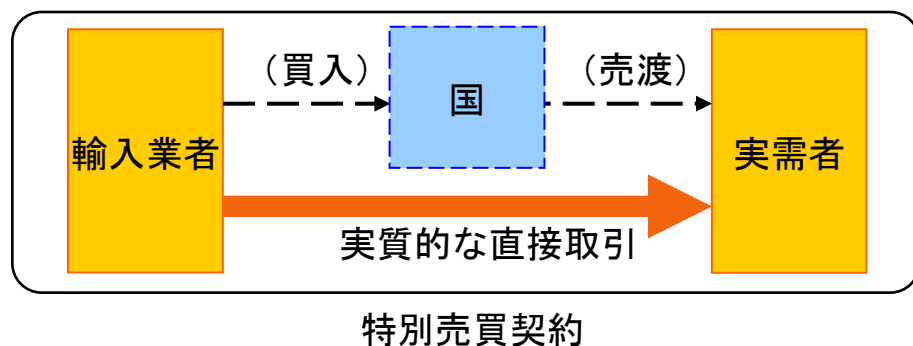
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トンーSBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
米国	430	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360
タイ	261	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322
中国	72	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70
オーストラリア	-	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-
その他	6	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15
合計	769	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	658	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699
(うちSBS輸入)※	100	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

令和2年度のSBS米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

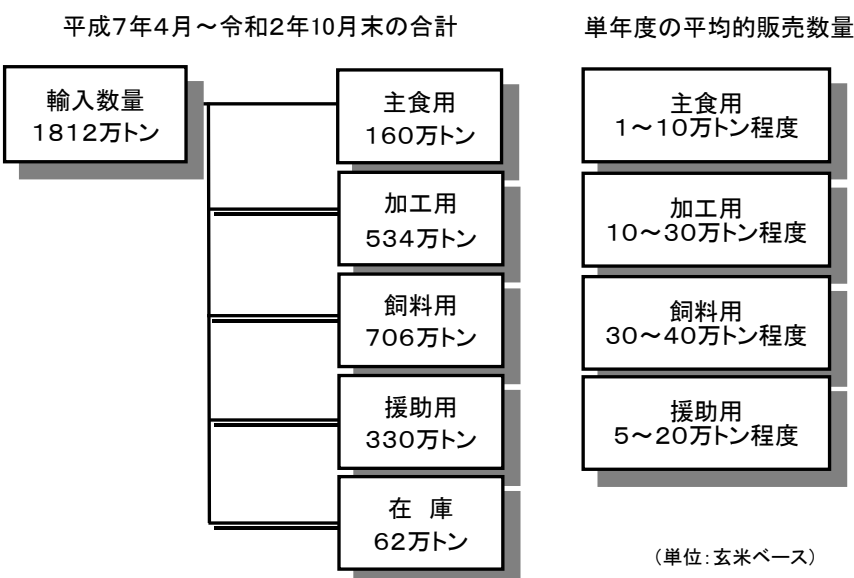
（単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （2年9月25日）	25,000	5,778	3,940	22,500	3,018	1,440	2,500	2,760	2,500
第2回 （2年10月28日）	25,000	7,185	5,569	22,500	3,827	3,069	2,500	3,358	2,500
第3回 （2年11月25日）	25,000	8,923	7,475	22,500	5,773	4,975	2,500	3,150	2,500
第4回 （2年12月22日）	25,000	7,756	5,700	22,500	4,424	3,200	2,500	3,332	2,500
第5回 （3年1月14日）	30,000	11,340	8,668	27,000	7,522	5,668	3,000	3,818	3,000
第6回 （3年1月29日）	30,000	9,816	8,556	27,000	8,456	7,196	3,000	1,360	1,360
第7回 （3年2月17日）	30,000	13,619	13,077	27,000	11,713	11,371	3,000	1,906	1,706
第8回 （3年3月3日）	47,015	8,186	7,288	44,015	5,802	5,402	3,000	2,384	1,886
合計			60,273			42,321			17,952

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（令和2年10月末現在）



注1:「輸入数量」は、令和2年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
（※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用（154万トン）、飼料用等（231万トン）に活用。）
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和2年10月末時点の数量。
注5:在庫62万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況（年度別）

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	160
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	534
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	706	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	330
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	—

注1:RY（米穀年度）とは前年11月から当年10月までの1年間である
（例えば令和2RYであれば、令和元年11月から令和2年10月まで）。
注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易(MA米等)の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216

注5

	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)
売買損益①	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287
売上原価	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669
買入額	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656
売却額	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382
管理経費②	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81
保管料	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65
損益合計 (①+②)	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。
注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。
注7: 令和元年度については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

注: 平成27～令和元年度のデータ等を基に試算。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

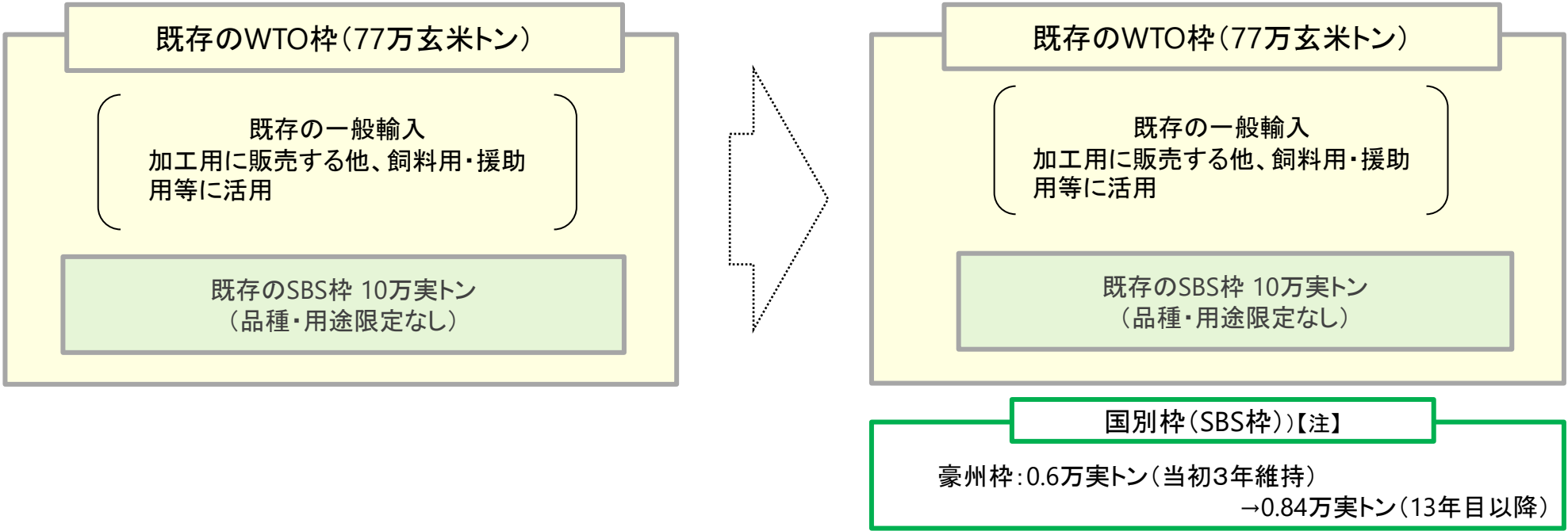
原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2021年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(コメの場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	20 (2021.10時点)									

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

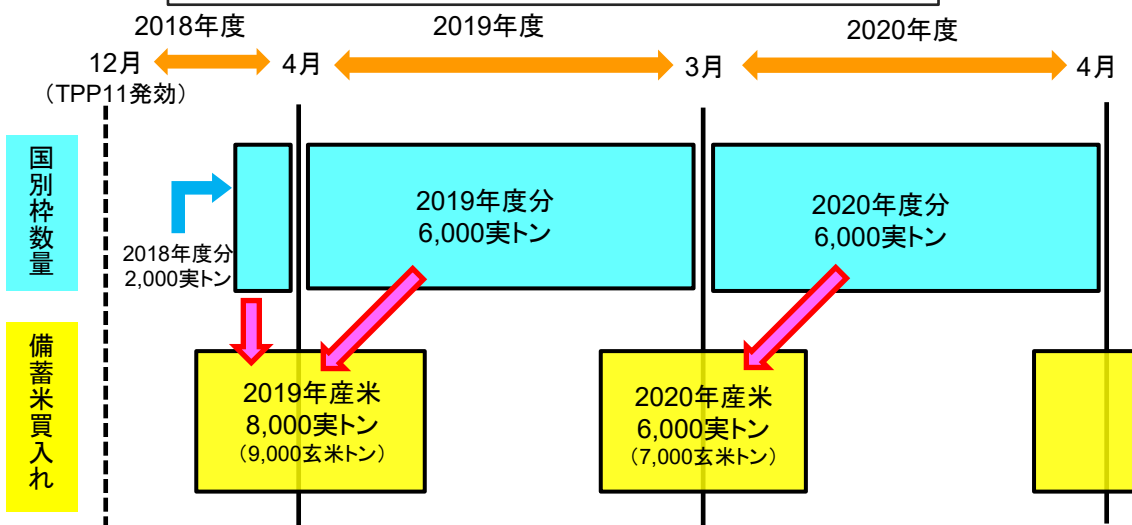
（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

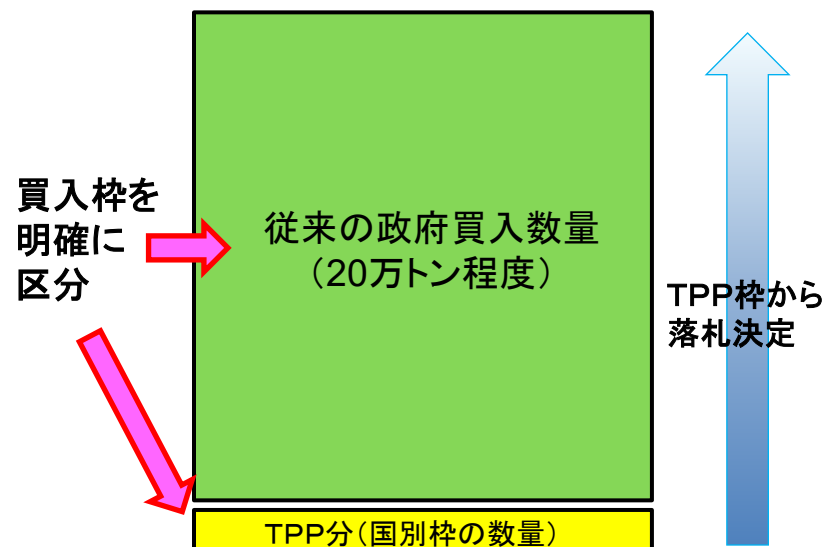
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

日EU・EPA交渉結果(コメ)

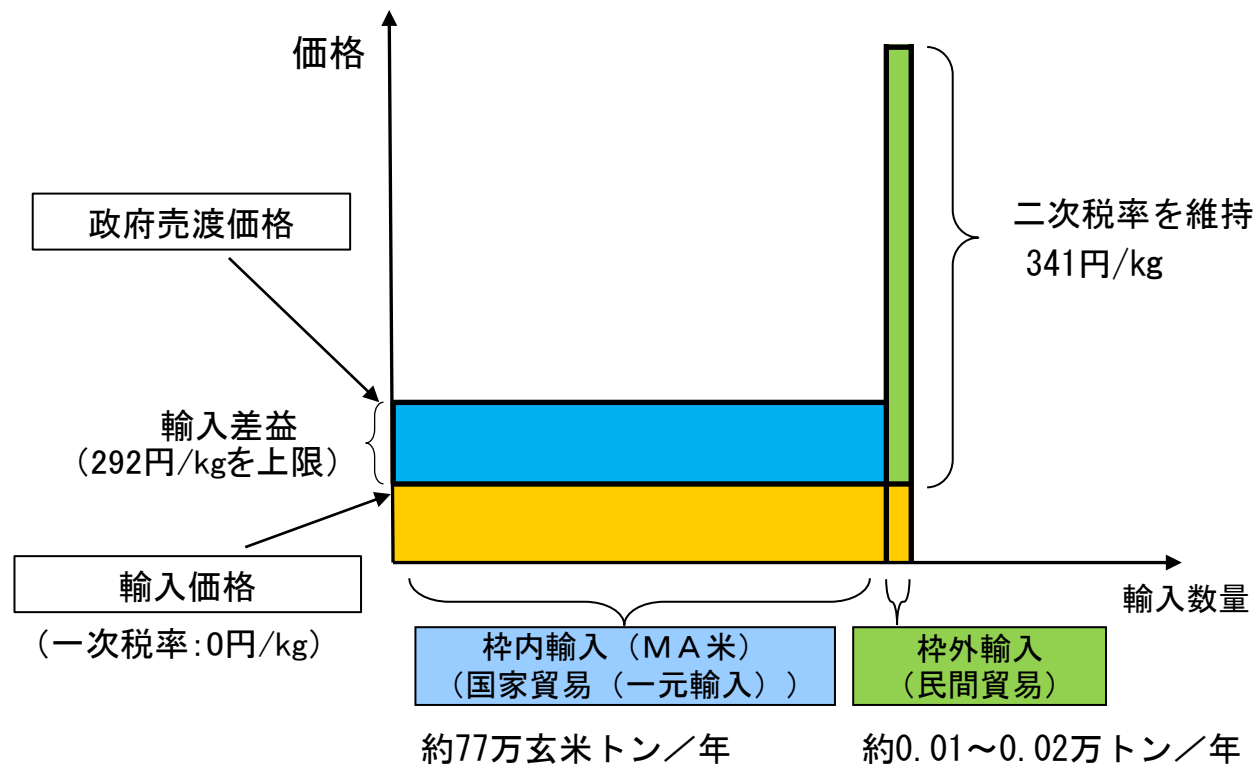
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注)交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・飼料用調製品2品目 :12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・朝食用シリアル2品目:11.5% → 段階的に8年目に撤廃

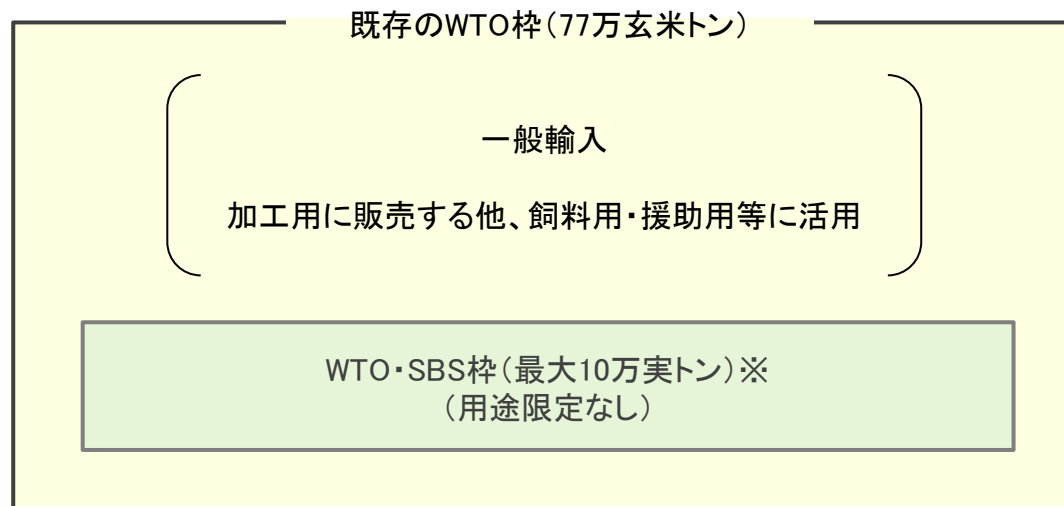
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS: 国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

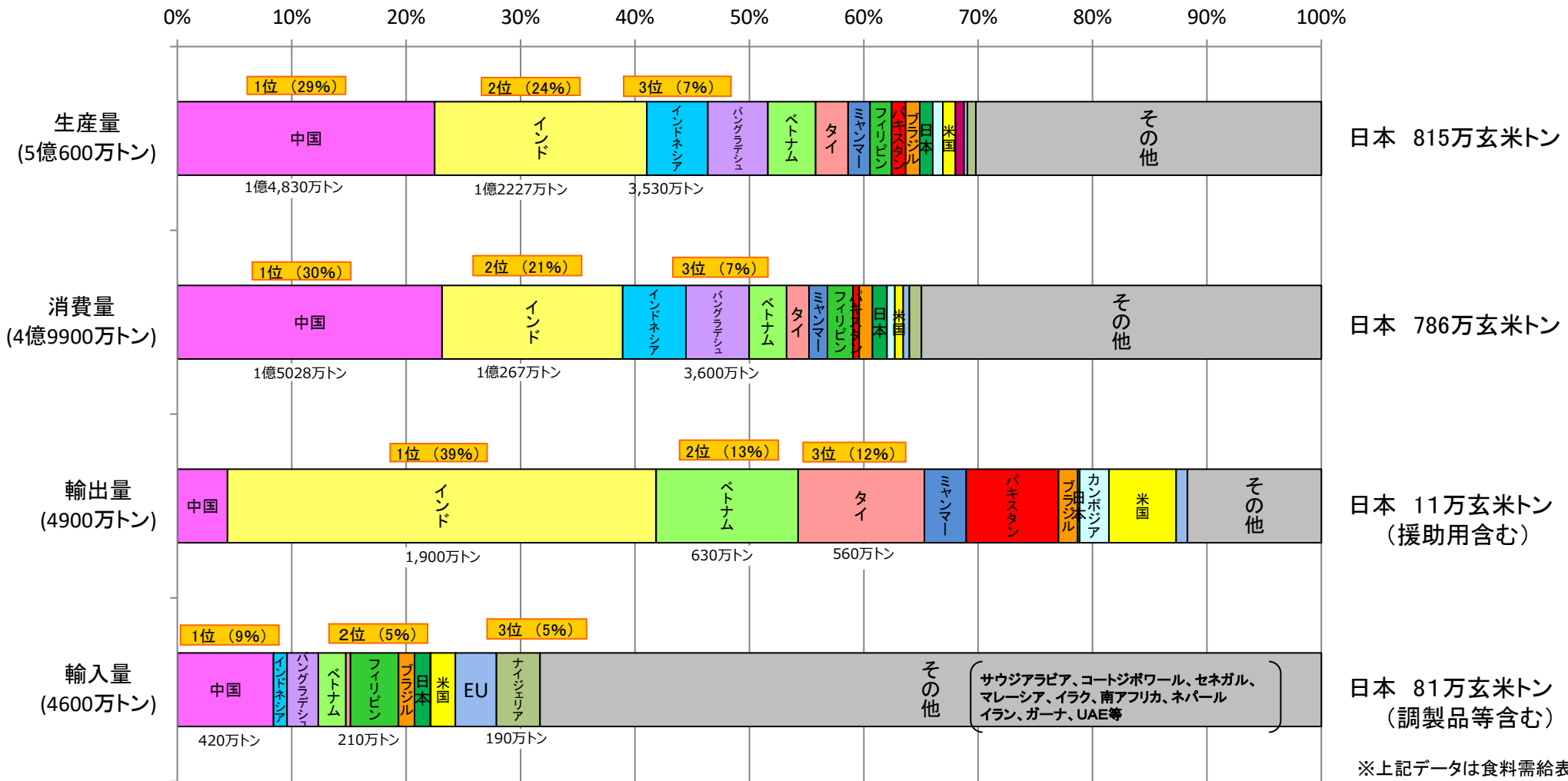


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠: 5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠: 0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は1.5%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.9千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の39%を占める。



※上記データは食料需給表(2020年度)から引用

